保険医療機関(有床診療所) 開設者 様

九州厚生局

施設基準の届出の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準の届出を行った保険医療機関は、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日付保医発0305第5号)及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日付保医発0305第6号)に基づき、毎年8月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされているところです。

つきましては、8月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか、下記の手順により<u>貴院で自己点検を行い、その結果を別添1によりご提出く</u>ださい。

また、通知により施設基準ごとに定められている報告等については、別添1の「総括表」及び「報告様式」にそれぞれ必要事項をご記入の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 施設基準の確認手順等について

(1) 施設基準の要件の確認

- ① 8月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか 自己点検してください。
- ② 貴院が届け出ている施設基準が不明の場合は、九州厚生局のホームページ(※1) をご参照ください。

(2) 施設基準の要件を確認した結果

- ① <u>自己点検の結果、すべて要件を満たしている場合は、別添1の「ア」に図をして、ご提出ください。</u>
- ② 要件を満たしていないものがある場合は、別添1の「イ」に図をして、「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、<u>当該施設基準名をご記入の上、施設基準</u>の「辞退届」(※2) と併せてご提出ください。

(3)提出期限

令和7年9月1日(月)までにご提出ください。(郵送必着)

九州厚生局公式ホームページ (https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/)

※1 届け出ている施設基準の確認

知りたい分野から探す > 保険医療機関、保険医等 > 保険医療機関等の情報を知り たい方へ >保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業所・はり、きゅう及びあん摩 マッサージ指圧の受領委任取扱い施術所の管内指定状況及び届出受理状況について >「届出受理医療機関名簿(全体版)」

※2 辞退届のダウンロード

知りたい分野から探す > 保険医療機関、保険医等 > 保険医療機関・保険薬局の方 へ > 届出様式等 > 令和 6 年度診療報酬改定に係る施設基準の届出等 > 「施設基準 に係る辞退届」

2 届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、 要件を満たしているか、貴院で自己点検してください。

なお、要件を満たしていない場合は診療報酬を算定できませんのでご留意ください。

(届出が不要となっている施設基準の例)

- ※ 届出が不要となっている施設基準のみ要件を満たさない場合の、上記1(2)②の 報告は、別添1の「ア」に〇をして提出してください。
- · 夜間 · 早朝等加算
- 医療情報取得加算
- 明細書発行体制等加算
- · 妊産婦緊急搬送入院加算
- · 重症皮膚潰瘍管理加算
- ・アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 ・経皮的冠動脈形成術
- 小児抗菌薬適正使用支援加算
- · 夜間休日救急搬送医学管理料
- 遠隔連携診療料
- · 認知症専門診断管理料
- · 連携強化診療情報提供料

- ・在宅時医学総合管理料の注8
- ・施設入居時等医学総合管理料の注5
- 一般名処方加算
- 耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援 加算
- ・経皮的冠動脈ステント留置術
- ・内視鏡的小腸ポリープ切除術
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則 の5及び6 (歯科点数表第2章第9部 手術の通則4を含む。) に掲げる手術

【お問い合わせ・提出先】

九州厚生局各県事務所(福岡県は指導監査課)

1 施設基準の届出状況等の確認にあたって

(1) 施設基準の届出内容に変更がある場合は、届出が必要です。

① 施設基準の届出受理後に、届出内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、遅滞なく届出を行う必要があります。(一時的な変動に該当する場合等を除く。)

特に、実績に基づく施設基準についてご留意ください。

(例)

○ ニコチン依存症管理料

前年4月1日から当年3月31日までの治療の平均継続回数が、2回以上から2回未満となった場合、又は、2回未満から2回以上になった場合。

- 在宅療養支援診療所(1)及び(2) 過去1年間の緊急の往診や看取り等の実績件数について、要件を満たさなくなった場合。
- ② 平成30年度の診療報酬改定から、従事者等に変更があっても、施設基準を満たしている場合には変更の届出が不要となりました。

ただし、神経学的検査、画像診断管理加算1、2、3及び4、麻酔管理料(I)について、届け出ている医師に変更があった場合には、その都度届出を行う必要があります。

③ C T撮影及びMR I 撮影など届出にあたり使用する機器を届け出ている施設基準について、 当該機器に変更があった場合には、その都度届出を行う必要があります。

(2) 保険外併用療養費に変更がある場合は、新たに報告が必要です。

保険外併用療養費を徴収している保険医療機関は徴収を始める際に報告が必要ですが、金額・ 病床数等の届出内容に変更がある場合にも報告が必要ですので、変更の都度、今回の定例報告と は別に報告をお願いします。

(3)施設基準に該当しなくなった場合は、届出が必要です。

施設基準に該当しなくなった場合は、速やかに「辞退届」の提出をお願いします。

(4) 保険医の異動がある場合は、届出が必要です。

保険医療機関に勤務する保険医について、①雇用、②退職、③常勤・非常勤の変更があった場合は、保険医療機関の指定に係る「届出事項変更(異動)届」の「保険医又は保険薬剤師」欄に必要事項を記載のうえ、速やかに提出をお願いします。

2 報告書作成及び提出にあたって

(1)様式は必ず令和7年度版を使用してください。

なお、各様式への押印は不要です。

また、ホームページには「令和7年度定例報告に係るFAQ(よくある質問)」も掲載しておりますので、書類作成時の参考等にご活用ください。

業務内容 > 主な業務別情報 > 保険医療機関・保険薬局 > 3. 届出様式等 > 令和7年度施設基準の届出状況等の報告(定例報告) > 有床診療所(医科)の報告書一覧

(2)記載上の注意について

各様式中の「保険医療機関コード」及び「保険医療機関番号」欄は、以下のとおり記載してください。

「保険医療機関コード」の場合・・・・ 7桁の指定通知書の番号

「保険医療機関番号」の場合・・・・・先頭に下記の『 各県の番号(2桁) 』を付けて指定通知書の

番号(合計9桁)

『 各県の番号 』 福岡県:40 佐賀県:41 長崎県:42 熊本県:43

大分県:44 宮崎県:45 鹿児島県:46 沖縄県:47

(3)提出方法について

郵送または電子申請による提出について特段のご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

- (4) ご不明な点につきましては、九州厚生局各県事務所(福岡県は指導監査課)までお問い合わせください。
- 3 定例報告と別に報告が必要です。

(例)

- 向精神薬多剤投与に係る報告(別紙様式40により毎年度4月、7月、10月、1月に報告)
- 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア及び精神科ナイト・ケア (別紙様式 31 により毎年 10 月報告)
- <u>ベースアップ評価料の賃金改善実績報告書(前年度における賃金改善の取組状況を様式98</u>により毎年8月報告)

→令和6年度の実績について、令和7年8月中に保険医療機関の所在する県のベースアップ評価料の届出様式提出専用メールアドレス宛に、エクセルファイルを提出することにより報告してください。

詳細は九州厚生局HP(トップページの青いバナー「ベースアップ評価料の届出について」をクリック)をご確認ください。

	別添1
R7	有床診療所

九州厚生局長 殿

施設基準の届出の確認について(報告)

保険医療機関 所 在 地 名 称 開 設 者 書類作成担当者 所 属 氏 名 (Ta: - -)
※押印は不要です。

令和

月

日

8月1日現在、当院が届出を行っている全ての施設基準について要件を満たしているか確認しましたので、次のとおり報告します。

<ア、イの	いずれかに必ずチェックを入れてください>
□ ア:	: 届け出ている施設基準の全てについて、要件を満たしています。
□ 1:	: 次の施設基準については要件を満たしていません。なお、それ以外の施設基準については要件を満たしています。
	要件を満たしていない施設基準:
	※記入した施設基準については、併せて「辞退届」を提出してください。

【総括表】

- (1) No.1 (別紙様式2)及びNo.15(様式5の4)は必ず報告が必要です。提出もれのないようご注意ください。
- (2)「報告様式」は、別添1(この用紙)と併せて提出してください。また、提出する様式については、チェック欄に「☑」をつけてください。なお、届出を行っていない施設基準等や、今回の自己点検により要件を満たしていないことが判明し、辞退届を提出する施設基準等の報告様式の提出は不要です。

No.	様式番号	名 称	提出書類 のチェック
1	別紙様式2	有床診療所入院基本料等に関する実施状況報告書 〔必須〕※提出もれのないようご注意ください。	
2	別紙様式4-1	特別の療養環境の提供(入院医療に係るもの)に係る届出状況報告書	
3	別紙様式4-2	特別の療養環境の提供(外来医療に係るもの)に係る届出状況報告書	
4	別紙様式12	費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の発行に関する報告書 (注)「正当な理由」について届出をしていない(明細書を無料で交付している)場合は提出不要です。	
5	別紙様式15	白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レン ズの支給に係る実施状況報告書	
6	別紙様式16	摂食嚥下機能回復体制加算に係る報告書	
7	別紙様式21	通院・在宅精神療法の早期診療体制充実加算に規定する施設基準に係る報告書	
8	別紙様式22	疾患別リハビリテーションに係る症例報告書	
9	別紙様式23	情報通信機器を用いた診療に係る報告書	
10	別紙様式25	情報通信機器を用いた精神療法に係る報告書	
11	別紙様式29	医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解の実施状況報告書	
12	別紙様式30	プログラム医療機器の使用等(評価療養)に関する実施状況報告書	
13	別紙様式31	プログラム医療機器の使用等(選定療養)に関する実施状況報告書	
14	別紙様式32	間歇スキャン式持続血糖測定器の使用の実施状況報告書	

保険医療機関コード:

No.	様式番号	名 称	提出書類 のチェック
15	(基)様式5の4	褥瘡対策に係る報告書 [必須]※提出もれのないようご注意ください。	
16	(基)様式13の4	医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 ※医師事務作業補助体制加算を届け出ている場合	
17	(基)様式17の2	診療録管理体制加算に係る報告書	
18	(基)様式25の2	診療所療養病床療養環境改善加算に係る改善計画	
19	(特)様式5の7	糖尿病透析予防指導管理料に係る報告書	
20	(特)様式5の12の2	生殖補助医療管理料に係る報告書	
21	(特)様式8の2	ニコチン依存症管理料に係る報告書	
22	(特)様式11の3	在宅療養支援診療所・病院に係る報告書	
23	(特)様式11の4	在宅支援連携体制に係る報告書	
24	(特)様式11の5	在宅療養実績加算に係る報告書	
25	(特)様式13の10	慢性腎臓病透析予防指導管理料に係る報告書	
26	(特)様式20の8	在宅患者訪問褥瘡管理指導料に係る報告書	
27	(特)様式87の42の2	精巣内精子採取術に係る報告書	
28	-	保険外併用療養費	
29	_	入院時食事療養(I)·入院時生活療養(I)	

有床診療所入院基本料等に関する実施状況報告書(令和7年8月1日現在)

受付番号※

※地方厚生(支)局記載

(別紙様式2)	【有床診療所記入	用`
(カカルション・		·/ IJ /

都道府県番号 医療機関コード7桁 保険医療機関番号 開設者 医療機関名 都道府県名 郡市区町村名 番号 現員数 実績 施設基準 (該当する記号全てに○) 加算の届出の有無(届出加算に □ を付すこと) 稼働 届出区分 診療科名 届出 人院患者 看護師 病床数 病床数 准看護師 看護補助者 ※該当する場合は実績件数も記載すること。 件数 ※届出を行っていない場合は♥の記入は不要 医師 病床数 イ 以下の1~3のいずれかに該当すること(該当する記号全てにC 1. 内科 有床診療所急性期患者支援病床初期加算 1 過去1年間に、介護保険の通所リハビリテーション、 2. 心療内科 有床診療所在宅患者支援病床初期加算 有床診療所 入院基本料1 介護予防通所リハビリテーション、 3. 精神科 有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算 有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、 4. 神経科(又は神経内科) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 5. 呼吸器科 夜間緊急体制確保加算 又は複合型サービスの提供実績がある。 6. 消化器科(又は胃腸科) 医師配置加算1 有床診療所 入院基本料 2 2 介護医療院を併設している。 7. 循環器科 医師配置加算2 3 指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防 8. アレルギー科 看護配置加算1 9. リウマチ科 サービス事業者である。 看護配置加算2 ロ 在宅療養支援診療所であって、過去1年間に訪問診療を 訪問件数 10. 小児科 夜間看護配置加算1 有床診療所 入院基本料3 実施した実績がある。 11. 外科 夜間看護配置加算2 、過去1年間の急変時の入院件数が6件以上である。 入院件数 12. 整形外科 看護補助配置加算1 (予定入院は除く。) 13. 形成外科 Ш 看護補助配置加算2 Ш ニ 夜間看護配置加算1又は2の届出を行っている。 14. 美容外科 看取り加算 有床診療所 入院基本料4 ホ 時間外対応加算1の届出を行っている。 15. 脳神経外科 栄養管理実施加算 、過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を 16. 呼吸器外科 受入割合 有床診療所在宅復帰機能強化加算 担う病院の一般病棟からの受入れが1割以上である。 17. 心臓血管外科 有床診療所療養病床在字復帰機能強化加算 割 ト 過去1年間の当該保険医療機関内における 看取件数 18. 小児外科 医師事務作業補助体制加算1(50対1) 有床診療所 入院基本料 5 看取りの実績が2件以上である。 医師事務作業補助体制加算1(75対1) 19. 皮膚泌尿器科 (又は皮膚科、泌尿器科) チ 過去1年間の全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔(手術を実施 当該患者数 医師事務作業補助体制加算1(100対1) した場合に限る。)の患者数(分娩を除く。)が30件以上である。 20. 性病科 医師事務作業補助体制加算2(50対1) リ 医療資源の少ない地域※に所在する有床診療所である。 21. こう門科 医師事務作業補助体制加算2(75対1) 有床診療所 入院基本料6 ※特定一般病棟入院料の「注1」に規定する地域 22. 産婦人科(又は産科、婦人科) 1.1 医師事務作業補助体制加算2(100対1) ヌ 過去1年間の分娩を行った総数(帝王切開を含む。)が 分娩件数 23. 眼科 有床診療所緩和ケア診療加算 30件以上である。 24. 耳鼻いんこう科 1. 入院 ル 過去1年間に、乳幼児加算・幼児加算、超重症児(者) 25. 気管食道科 療養 2. 特別 病床 入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算又は 26. リハビリテーション科 ※いずれかに ○をする 小児療養環境特別加算を算定した実績がある。 27. 放射線科 有床診療所入院基本料1~3の届出施設 28. 麻酔科 □ 「イに該当」 ※「1日平均入院患者数」は1人未満の端数は、切り上げること。 29. 歯科 件)⊥

※ 有床診療所入院基本料1~3については、上記要件のうち イに該当、又はロ~ルまでのうち2つ以上に該当すること。

^{※「}現員数」は1人未満の端数は、小数点第二位(小数点第三位切り捨て)までの実数を記載す ること。また、1人の医師、看護師、准看護師又は看護補助者について算出した値が1.0を超える 場合は、1.00人とすること。

^{□ 「}ロ~ルに2つ以上該当(該当数:

[別紙様式2:記載上の注意] ※本様式の書式は変えないこと 有床診療所入院基本料等に関する実施状況報告書(令和7年8月1日現在)

- ※ 休止の届出がされている場合や、入院基本料の施設基準を届出していない保険医療機関においては、本報告書の記載は不要であること。
- ※ 本報告書の記載に際しては、医療法の許可病床を含め全ての事項において、特に指定のない限り、医療保険適用病床についてのみ記載すること。
- ※ 手書きのものを訂正する場合は、二重線で削除し、訂正印は押印しないこと。捨印も不要であること。
- 1. 「受付番号※」欄は、記載しないこと。(地方厚生(支)局都府県事務所において、保険医療機関番号順に1番から連続した番号を付すこと。)
- 2. 「保険医療機関番号」欄は、各医療機関において診療報酬明細書等に使用している都道府県番号(2桁)を太枠に、医療機関コード(7桁)を細枠に記載すること。
- 3. 「開設者番号」欄は、次の区分による番号を記載すること。

①厚生労働省 ②国立病院機構 ③国立大学法人 ④労働者健康安全機構

⑤地域医療機能推進機構 ⑥その他(国) ⑦都道府県 ⑧市町村

⑨地方独立行政法人 ⑩日赤 ⑪済生会 ⑫北海道社会事業協会

③厚生連 ④国民健康保険団体連合会

⑤健康保険組合及びその連合会 ⑥共済組合及びその連合会

⑪国民健康保険組合 ⑱公益法人 ⑲医療法人 ⑳学校法人

②個人(個人名は記載しないこと)

4. 「郡市区町村名」欄は、所在地の郡市区町村名を記載すること。

(例:○○区、○○市、○○郡○○町)

- 5. 「届出区分」欄は、届出していない場合は全て空白のままとすること。ただし、届出している 各記載欄において、ゼロの場合は「0」を必ず記載すること。
- 6. 「届出区分」欄の「療養病床」は、1. 入院、又は2. 特別のいずれかの番号に \bigcirc 印を付すこと。特別入院基本料を算定している場合は2. 特別へ、それ以外であれば1. 入院の番号に \bigcirc 印を付すこと。
- 7. 「病床数」欄について
- (1) 医療法に基づく許可病床数、入院料等の届出を行った医療保険届出病床数、使用を休止している病床を除く稼働病床数を記載すること。
- (2) 「療養病床」欄は、医療法に基づく許可病床数、入院料等の届出を行った医療保険届出病床数、使用を休止している病床を除く稼働病床数を記載すること。
- 8. 「1日平均入院患者数」欄は、直近1年間(令和6年8月から令和7年7月まで)の延べ入院 患者数を延日数で除して得た数(算定開始から1年未満の場合は算定開始日から令和7年7月31日 までの期間の平均入院患者数)を記載すること。
- ※この場合、1人未満の端数は、切り上げること。

- 9. 「現員数」欄について
- (1) 医師について
- ア 常勤医師(週4日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週32時間以上である者をいう)の数に、非常勤医師の実労働時間数を常勤換算した数を加えた数を記載すること。
- イ 非常勤医師の実労働時間数の常勤換算に当たっては、当該医師の1週間の実労働時間を常勤医師の所定労働時間で除して算出すること。
- ※ 1人未満の端数は、小数点第二位(小数点第三位切り捨て)までの実数を記載すること。また、1人の医師について算出した値が1.0を超える場合は、1.0人とすること。
 - (例: 得た数が「1.865」の場合、「1.86」と小数点第二位までの実数を記載する。)
- ※ 一般病床と療養病床とを併せもつ場合は、主たるもののみに計上し、重複のないようにすること(主たるものでない病床については、現員数は「0」と記載する)。
- (2) 看護要員(看護師、准看護師及び看護補助者)について
- ア 当該保険医療機関で定めた所定労働時間の全てを勤務する常勤の職員の数を記載すること。
- イ 常勤以外の非常勤職員がいる場合については、当該職員の1か月の実労働時間を常勤職員の所 定労働時間で除して得た数を、アに加えた数を記載すること。
- ※ 1人未満の端数は、小数点第二位(小数点第三位切り捨て)までの実数を記載すること。また、1人の職員について算出した値が1.0を超える場合は、1.0人とすること。
- (例:得た数が「1.865」の場合、「1.86」と小数点第二位までの実数を記載する。)
- 10. 「施設基準」欄について
- (1) イ~ルの該当する記号全てに○印を付すこと。
- (2) 過去1年間とは前年8月1日から本年7月31日までの直近1年間とすること。
- (3) ロ・ハ・ヘ・ト・チ・ヌについては該当する場合のみ、右の実績件数欄に記載すること。
- ※への受入割合は、小数点第一位(小数点第二位切り捨て)までの実数を記載すること。
- (例: 得た数が0.156の場合、1.5割)
- (4) 有床診療所入院基本料 $1 \sim 3$ を届出している場合、「イに該当」もしくは「ロ \sim ルに 2 つ以上該当(該当数: 件)」のどちらかに \square し、該当数を記載すること。
- 11. 「診療科名」欄は、標榜している標榜科名に全て○を付すこと。なお、1~29に定める診療科名以外を標榜している場合には、最も近似する診療科名に○を付すこと。
- 12. 「加算の届出の有無」欄は、届け出ている加算について該当するものに☑を付すこと。
- ※ 届出を行っていない場合は2の記入は不要である。

特別の療養環境の提供(入院医療に係るもの)に係る届出状況報告書(令和7年8月1日現在)

	都	道	府	県	名	
--	---	---	---	---	---	--

医療機関コード

保険医療	機関名					_	※レセプト	に記載する 7 ホ	行の数字を記	載すること。					
	□① 厚	生労働省	□② E	立病院機構	3 E	立大学法人		労働者健康 安全機構	□⑤ [♯]	也域医療機能 推進機構	□ 6 ~	その他 (国)		都這	道府県
開設者		町村	<u></u> 当 法	方独立行政 人		赤				上海道社会 『業協会		厚生連		国 団 (民健康保険 本連合会
番号	□① 健身及び	長保険組合 バその連合会	□16 共 そ	済組合及び の連合会		民健康保険 合		公益法人	□ 19	医療法人		学校法人		社会	会福祉法人
	□② 医	療生協	□33 会	社	□ 24	の他の法人		固人							
			費	骨用徴収を行	すうことと	している <u>病</u>	床 数(消费	費税を含む:	1日当たり	金額階級別)				費用徴収
区分	1,100円	1,101円	2,201円	3,301円	4,401円	5,501円	8,801円	11,001円	16,501円	33,001円	55,001円	110,001円	/ / / / / / /	数	を行わな
	以下	~ 2,200円	~ 3,300円	~ 4,400円	~ 5,500円	~ 8,800円	~ 11,000円	16,500円	~ 33,000円	~ 55,000円	~ 110,000円	以上	小計	+	い病床数
個 室	床	床	床	床	床	床	Þ	床床	Я	床	Я	床床	1)	床(6 床
2人室	床	床	床	床	床	床	Б	床床	Я	床	Я	床床	2	床(⑦ 床
3人室	床	床	床	床	床	床	Б	床床	Я	床	月	床床	3	床(
4人室	床	床	床	床	床	床	Б	床	月	床	屏	床	4	床(9 床
5人室以上														(10 床
											病	床数合計	5	床	① 床
													1		

備考	費用徴収を行うこととしている金額のうち最小の料金	円(消費税含む。)_
7佣 ~与	費用徴収を行うこととしている金額のうち最大の料金	円(消費税含む。)

[記載上の注意]

- 1 この調査は、毎年8月1日現在における病床数の状況を記載すること。
- 「開設者番号」欄は、該当する番号に☑を記載すること。
- 3 室とは、固定した隔壁で仕切られたものをいうものであること。(3人室をカーテン等で仕切り、それぞれ何人室と称しているときも、3人室とすること。)
- 4 室の区分における病床数は、現病床数によること。(個室であっても、現に2床を設けているときは、2人室として記載すること。)
- 5 患者を入院させることとしている病床で、8月1日現在空床であっても、この調査の対象となるものであること。
- 6 病床数小計①~④に関しては、費用徴収を行うこととしている区分(個室~4人室)ごとに、1,100円以下から110,001円以上の病床数の合計を記載すること。 (対象の病室がない場合は0を記載すること。)
- 7 ⑤の病床数合計に関しては、病床数小計の①~④の病床数の合計を記載すること。
- 8 ⑥~⑩に関しては、費用徴収を行わないこととしている区分(個室~5人室以上)ごとの病床数を記載すること。 (対象の病室がない場合は0を記載すること
- 9 ⑪の病床数合計に関しては、⑥~⑩の病床数の合計を記載すること。
- 10 特別の療養環境の提供(入院医療に係るもの)に係る特別の料金に事前の報告と相違がある場合は、速やかに変更の報告を行うこと。

特別の療養環境の提供(**外来**医療に係るもの)に係る届出状況報告書(令和7年8月1日現在)

	都 道 府	道 府 県 名 <u>医療機関コード</u> <u>医療機関コード</u>													
保険医療機関名 ※レセプトに記載する7桁の数字を記載すること。															
ĺ			厚生労働省	□②	国立病院機構	□3	国立大学法人	□4	労働者健康 安全機構		地域医療機能 推進機構	□ ⑥	その他(国)		都道府県
	開設者	□ 8	市町村	□ ⑨	地方独立行政 法人		日赤		済生会	□ 12	北海道社会 事業協会		厚生連		国民健康保険 団体連合会
	番号	□ (15)	健康保険組合 及びその連合会		共済組合及び その連合会		国民健康保険 組合	□ 18	公益法人	□ 19	医療法人	□ 20	学校法人		社会福祉法人
		☐ ②	医療生協	□ ② 3	会社.	☐ (24)	その他の法人	□ ②5	個人						

	費用徴収を行うこととしている <u>診察室</u> 数(消費税を含む1日当たり金額階級別)												
	1,100円	1,101円	2,201円	3,301円	4,401円	5,501円	8,801円	11,001円	16,501円	33,001円	55,001円	110,001円	
		\sim	\sim	\sim	\sim	\sim	\sim	\sim	\sim	\sim	\sim		合計
Ď	人下	2,200円	3,300円	4,400円	5,500円	8,800円	11,000円	16,500円	33,000円	55,000円	110,000円	以上	
	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室

[※]入院医療に係るものは別紙様式4-1に記載すること。

備考	費用徴収を行うこととしている金額のうち最小の料金	円(消費税含む。)_
VIII	費用徴収を行うこととしている金額のうち最大の料金	円(消費税含む。)_

[記載上の注意]

- 1 この調査は、毎年8月1日現在における診察室数の状況を記載すること。(費用徴収を行うこととしている診察室がない場合は報告不要)
- 2 「開設者番号」欄は、該当する番号に図を記載すること。
- 3 特別の療養環境の提供(外来医療に係るもの)に係る特別の料金に事前の報告と相違がある場合は、速やかに変更の報告を行うこと。

(別紙様式12)

費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の発行に関する報告書

※ 明細書を有料で交付している保険医療機関のみ届出が必要。

(令和7年8月1日現在)

都道府県名

医療機関コード ※レセプトに記載する7桁の数字 を記載すること。	
保険医療機関の名称	
医科・歯科の別 (該当するものに☑)	□ 1. 医科 □ 2. 歯科
明細書を無料で 交付していない患者 (該当するものに☑)	□ 1.全ての患者 □ 2.公費負担医療に係る給付により自己負担がない患者
正当な理由 (該当するものに☑)	□ 1. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している □ 2. 自動入金機を使用しており、自動入金機での明細書発行を行うには、自動入金機の改修が必要
レセプトコンピュータ 又は 自動入金機の改修時期	改修予定年月を1に記載し、()内のいずれかに☑をすること。未定の場合は2に記載すること。 1. 令和 年 月 (□ レセプトコンピュータ □ 自動入金機) 2. 令和 年第 四半期目途
明細書の交付の際に 徴収している金額	H

※ 本報告は、令和7年8月1日時点で保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)に基づく明細書の発行に係り「正当な理由」に該当する旨を届け出ている保険医療機関が提出すること。

なお、上記の<u>「正当な理由」について届出をしていない(明細書を無料で交付している)保険医療機関については、本報告の必要はない。</u>

(別紙様式15) (令和7年8月1日現在)

白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する 多焦点眼内レンズの支給に係る実施状況報告書

都 道 府 県 名

医療機関コード

※レセプトに記載する7桁の数字を記載すること。

保 険 医 療 機 関 名

多焦点眼内レン ズの種類	販売名	医療機器承認番号			実施回数(※記 載上の注意 4. を参照)		注意	患者からの徴収額(消費税を含む。) (※記載上の注意 5. を参照)						
						 						回		円
						 						回		円
						 						回		円
												回		円
						 						回		円
						 						回		円
						 						回		円
						 						回		円
												回		円
												П		円

- 1. 本報告については、前年8月1日から当年7月31日の実施状況を記載すること。なお、徴収した実績がない場合は報告の必要はない。
- 2. 「多焦点眼内レンズの種類」については、多焦点後房レンズ、挿入器付後房レンズのうち、該当するものを記載すること。
- 3. 「医療機器承認番号」について、医薬品医療機器等法上の医療機器承認番号(16桁)を記載すること。
- 4. 「実施回数」について、1人の患者に対して片眼に本療養を実施した場合を1回として計数する。 同じ患者に対して両眼に本療養を実施した場合は2回として計数し、同一レンズについて、複数患者に対して本療養を実施した場合には、総実 施回数を記載すること。
- 5. 「患者からの徴収額」は、眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る特別の料金<u>(1眼当たり)</u>として医療機関内に掲示した金額を記載すること。
- 6. 眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る特別の料金に事前の報告と相違がある場合は、速やかに変更の報告を行うこと。

摂食嚥下機能回復体制加算に係る報告書

都道府県名				
医療機関コード※				
保険医療機関名				

※レセプトに記載する7桁の数字を記載すること

摂食嚥下機能回復体制加算	1 ·□ 2 ·□ 3	(該当するものに☑を付すること)

1. 嚥下機能の実績(加算1(⑨以外に記載)又は加算3(⑨に記載)に限る。加算2は記載不要。)

(:	L)実績期間 実績期間 備考:	年	月	~	年	J	Ą						
(;		る経口摂	取回復率										
	a. 1年間(1. の実績期間)に	こ他の医療	療機関等か	ら紹介	された鼻腔栄養を	生実							
	施している患者、胃瘻を造詞	殳している	き患者、又に	は中心静	静脈を実施してい	る患							
	者であって、当該医療機関において摂食機能療法を実施した者(転院、退院												
(1)	した者を含む)												
)	b. 1年間(1. の実績期間)に当該医療機関において鼻腔栄養を導入した患												
	者、胃瘻を造設した患者、こ	又は中心詩	静脈を開始	した患	者(転院、退院し	ンた							
	者を含む)												
	ただし、a、bのいずれにおいて	も②から	⑦までに記	核当する	る患者を除く。								
2	鼻腔栄養等を導入した日かり			に死亡	した患者(栄養力	5法が							
)	経口摂取のみの状態に回復し		. ,										
3	鼻腔栄養等を導入した日かり	う起算して	て1ヶ月以口	内に栄養	養方法が経口摂取	又のみ	人						
	の状態に回復した患者												
4	①のaに該当する患者であっ					腔	人						
	栄養等を導入した日から起算	•		_									
(5)	消化器疾患等の患者であって	て、減圧	ドレナージ	目的で	胃瘻造設を行った	た患者	人						
	wetu Bet b o b to t		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	76 1 1	~ P	F							
6	炎症性腸疾患の患者であって	(、	R 養剤の経	路とし	て胃瘻造設か必要	やで	人						
	あった患者	*	2000年12日	本 BB ☆7	の広中に !	P.Œ							
7	食道、胃噴門部の狭窄、食道	旦牙九寺の	の良連や育り	負门部	の疾忠によって言	亨	人						
	造設が必要であった患者	L、ハ +コケケ I	71 F N	+ 1 - 24 3	羊 ᅷ ン+ メシシ♡ □ + ፱ ፱	n 7.							
8	摂食機能療法を開始した日7						人						
	である状態へ回復した患者(たたし、	<u> ひかり() ま</u>	でに該	(当りる忠者を陈	()							
	8 / 1 =		割										
9	中心静脈栄養を実施していた	た患者のう	うち、嚥下	幾能が[回復し、中心静脈	永	人						
9)	養を終了した患者(加算3に	限る)											

[記載上の注意]

- 1 (1) は原則として報告時点の前年1月~12月の一年間の実績を記載することとし、それ以外の期間とした場合には、その理由を備考に記載すること。
- 例)令和7年2月1日に当該加算に係る届出を行ったため、令和7年2月から令和7年7月の実績を記載する事とした。
- 2 ②及び⑧の栄養方法が経口摂取のみである状態とは、内服薬又は水分を不定期に経口摂取以外の方法で摂取する状態を含む。
- 3 ⑧の「栄養方法が経口摂取のみである状態」とは以下の状態をいう。
- ア 鼻腔栄養を実施している患者にあっては、経鼻経管を抜去した上で、1か月以上にわたって 栄養方法が経口摂取のみであるもの。
- イ 胃瘻を造設している患者にあっては、胃瘻抜去術又は胃瘻閉鎖術を実施した上で、1か月以上 にわたって栄養方法が経口摂取のみであるもの。
- ウ 中心静脈栄養を実施している患者にあっては、中心静脈栄養を終了した上で、1か月以上

にわたって栄養方法が経口摂取のみであるもの。

4 ⑨については、摂食嚥下機能回復体制加算3に該当する場合のみ記載すること。 なお、該当していない場合は、「-」を記載すること。

2. 嚥下機能の評価

摂食嚥下機能回復体制加算1

届出の有無(□ 有・ □ 無)(☑をつける。以下は有の場合のみ記載すること)

一										
自院実施患者/ 紹介患者の別 (図をつける)	VF/VEの実施場所 (☑をつける)	患者性別	患者年齢	1の②~⑦の いずれかに該 当するか※1	FIM (開始時) (A)	FIM (直近) (B)	FOIS (開始時) (C)	FOIS (直近) (D)	日数 ※2	
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日	
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日	
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日	
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日	
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日	
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日	
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日	
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日	
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日	
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日	

医療機関コード				

届出の有無(\square 有・ \square 無) ($oldsymbol{\square}$ をつける。以下は有の場合のみ記載すること)

自院実施患者/ 紹介患者の別 (図をつける)	VF/VEの実施場所 (☑をつける)	患者性別		1の②~⑦の いずれかに該 当するか※1	FIM (開始時) (A)	FIM (直近) (B)	FOIS (開始時) (C)	FOIS (直近) (D)	日数 ※2
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								
摂食嚥下機能回復体 届出の有無(本制加算 3 □ 有・ □ 無)	(▼]をつ	ける。以下は	有の場合	のみ記載	はすること	.)	
自院実施患者/ 紹介患者の別 (☑をつける)	VF/VEの実施場所 (☑をつける)	患者性別	患者年齢	1の②~⑦の いずれかに該 当するか※1	FIM (開始時) (A)	FIM (直近) (B)	FOIS (開始時) (C)	FOIS (直近) (D)	日数 ※2
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日
□ 自院 □ 紹介	□ 自院 □ 紹介								日

[記載上の注意]

□ 自院 □ 紹介 □ 自院 □ 紹介

□ 自院 □ 紹介 □ 自院 □ 紹介

□ 自院 □ 紹介 □ 自院 □ 紹介

- 1 ② \sim ⑦に該当する場合のみ該当する番号を記載すること(%1)。
- 2 日数は、摂食嚥下支援計画書の作成時の測定と、直近の測定までの期間を記載すること。なお、FIMとFOISは同日に測定すること。従って(A)から(B)及び(C)から(D)までの期間は、同じであること((X,Z))。
- 3 1. (1) に記入した期間の実績について記載すること。

医療機関コード								
---------	--	--	--	--	--	--	--	--

日

日

日

(別紙様式21)

通院・在宅精神療法の注11(早期診療体制充実加算)に規定する施設基準に係る報告書

都道府県名	
医療機関コード※	
保険医療機関名	

※レセプトに記載する7桁の数字を記載すること

1 常勤の精神保健指定医の配置に係る要件

(常勤の精神保健指定医の氏名及び指定医番号を記入すること。)

	THE STATE OF THE PROPERTY OF T	12)() 0 - 2 0 /
	氏名	指定医番号
•		

2 通院・在宅精神療法の算定回数に係る要件

(以下の各数値を記載し、要件を満たす場合は、□に ✔を記入すること。)

当該仍	保険医 療	寮機関が過去6か月間に実施した通院・在宅精		回 (a)
		「1」のロ(初診の日に60分以上)	の算定回数	回 (b)
		「1」のハの(1) (30分以上)	の算定回数	回 (c)
	うち	「2」のロ(初診の日に60分以上)	の算定回数	回 (d)
		「2」のハの(1)(60分以上)	の算定回数	回 (e)
		「2」のハの(2) (30分以上60分未満)	の算定回数	回 (f)
		$\{(b) + (c) + (d) + (e) + (f)\}$	(%)	
		[(b) 1 (b) 1 (d) 1 (e) 1 (1/]/	(a)	□ (≧5%)

※診療所にあっては、以下の各数値も記載し、要件を満たす場合は、□に✔を記入すること。

当該保険医療機関に勤務する精神科を担当する医師の数	人 (g)
(b) + (d) (a)	(回/人)
$\{(b)+(d)\}\nearrow(g)$	(≥60)

3										
		į	旨定医氏名①	指	定医氏名②					
			指定医番号	扌	旨定医番号					
	T									
(1)	時間外、休日又は深夜における外来対診療又は救急医療機関への診療協力神科医療を必要とする患者の診療を行	(外来、当直	又は対診 等)を年6回!							
		実施日	実施医療機関名	実施日	実施医療機関名					
	実施日①(実施医療機関名)									
	実施日②(実施医療機関名)									
	実施日③(実施医療機関名)									
	実施日④(実施医療機関名)									
	実施日⑤(実施医療機関名)									
	実施日⑥(実施医療機関名)									
(2)	精神保健福祉法上の精神保健指定医と 祉法第十九条の四に規定する業務等を		(※)を年1回以上行	っていること。	、(※)精神保健福					
	実施日(実施医療機関名)									
	公務員としての業務の場合									
	①実施した業務の内容									
	②依頼元 (都道府県名等)									
4 こと	□ 精神科救急		の確保への協力に係る要 業において常時対応型							
(1)	精神科救急医療体制 整備事業で該当する 施設を選択 □ 身体合併症	 E救急医療確	保事業において指定を	受けている医タ	寮機関					
	 □ 精神科救急医療確保事業におい	て病院群輪	番型施設として指定を受	受けている医療						
	① 当該保険医療機関の時間外	、休日又は流	架夜における入院件数		件 (≧4件)					
(2)	①のうち、精神科救急情センター、他の医療機関る)、市町村、保健所、	、都道府県	(政令市の地域を含むも	のとす	件 (≥1件)					
_/	② 当該保険医療機関の時間外	、休日又は流	架夜における外来対応作	‡数	件 (≧10件)					
	②のうち、精神科救急情: センター、他の医療機関 る)、市町村、保健所、 間、休日又は深夜以外の	、都道府県 警察又は消防	(政令市の地域を含むも 方(救急車)からの依頼	のとす	件					
	① □ 精神科救急医療確保事業			 ·受けている医	 療機関					
	② □ 時間外対応加算1の届出				per les					
(3)	** 神利 敬 色 桂 起 わ こ カー	らの患者に関 制がとられて	関する問合せ等に対し、 こいる。また、やむを得	原則として当 ない事由によ	該保険医療機関におり、電話等による問					
			医療機関コード							

5 早期診療体制充実加算における届出に係る要件 (届出を行っている□に / を記入すること。)

児童思春期精神科専門管理加算	
療養生活継続支援加算	
児童思春期支援指導加算	
精神科リエゾンチーム加算	
依存症入院医療管理加算	
摂食障害入院医療管理加算	
精神科入退院支援加算	
児童・思春期精神科入院医療管理料	
認知療法・認知行動療法	
依存症集団療法1、2又は3	
精神科在宅患者支援管理料	

[記載上の注意]

- 1 「3」について、
 - ・ 当該保険医療機関に常勤の精神保健指定医が(2)を満たすこと。当該保険医療機関に常勤の精神保健 指定医が2名以上勤務している場合は、少なくとも2名が(2)を満たすこと。
 - (2)について、当該精神保健指定医が以下の①から⑤に掲げる「公務員としての業務」を行っている 場合は、実施した業務の内容及び当該業務を依頼した都道府県名又は政令指定都市名を記載するこ ٤。

 - ① 措置入院及び緊急措置入院時の診察 ② 医療保護入院及び応急入院のための 医療保護入院及び応急入院のための移送時の診察
 - ③ 精神医療審査会における業務
 - ④ 精神科病院への立入検査での診察
 - ⑤ その他都道府県の依頼による公務員としての業務
- 2 「4」について、当該保険医療機関において、(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たすこと。具体 的には、(2)の場合、精神科救急医療体制整備事業の病院群輪番型施設に該当し①又は②の要件を満た し、(3)の場合、①及び③又は②及び③の要件を満たすこと。
- 3 「5」について、当該保険医療機関においていずれかを届け出ていること。

|--|

疾患別リハビリテーションに係る症例報告書

都道府県名	
医療機関コード※	
保険医療機関名	

1. 疾患別リハビリテーション料の算定状況について

令和7年7月1日から31日までの1ヶ月間に疾患別リハビリテーション料を算定した患者について実人数を記載すること。なお、同一の患者が複数回同一の傷病名により同一の疾患別リハビリテーション料を算定した場合は、1人として計算すること。

<脳血管疾患等リハビリテーション料について>	入院中の患者 以外の患者	入院中の患者
1) 脳血管疾患等リハビリテーション料の算定患者	人	人
2) 1)のうち、標準的算定日数(180日)を超えた患者		人
※ 2) は3) と5) を足し合わせた数	人	人
3) 2)のうち、脳血管疾患等リハビリテーション料について、 治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的 に判断される、又は、治療上有効であると医学的に判断される 等の理由で、月13単位の算定上限の対象外となっている患者	人	人
4) 3)のうち、要介護被保険者等	人	人
5) 2)のうち、月13単位の算定上限の対象となっている患者	人	人
<廃用症候群リハビリテーション料について>		
1) 廃用症候群リハビリテーション料の算定患者	人	人
2) 1)のうち、標準的算定日数(120日)を超えた患者	人	人
※ 2) は3) と5) を足し合わせた数	人	人
3) 2)のうち、廃用症候群リハビリテーション料について、 治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的 に判断される、又は、治療上有効であると医学的に判断される 等の理由で、月13単位の算定上限の対象外となっている患者	人	人
4) 3)のうち、要介護被保険者等	人	人
5) 2)のうち、月13単位の算定上限の対象となっている患者	人	人
<運動器リハビリテーション料について>	-	
1) 運動器リハビリテーション料の算定患者	人	人
2) 1)のうち、標準的算定日数(150日)を超えた患者		ı
※ 2)は3)と5)を足し合わせた数	人	人
3) 2)のうち、運動器リハビリテーション料について、治療を 継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断 される、又は、治療上有効であると医学的に判断される等の 理由で、月13単位の算定上限の対象外となっている患者	人	人
4) 3)のうち、要介護被保険者等	人	人
5) 2)のうち、月13単位の算定上限の対象となっている患者	人	人

[※]レセプトに記載する7桁の数字を記載すること

2. 患者の状態等について

入院中の患者以外の患者について、令和7年7月1日から7日までの1週間の間に疾患別リハビリテーション料を算定した患者のうち「治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される、又は、治療上有効であると医学的に判断される等の理由で、月13単位の算定上限の対象外となっている患者」に該当している患者のデータ(入院中の患者以外の患者)を記載すること。

	1)年齢	2) 要介護度 【選択肢】 1. 要支援 1	:	3) ※ ○∤	主な は1つ		-	なっ	てか	限日数 いらの 1 つた	期間		5) A	AD L		6)単位 数
		2. 要支援 2 3. 要介護 1 4. 要介護 2 5. 要介護 3	脳血管疾患	廃用症候群	外傷	外傷以外の乾	その他	3か月未満	3か月以上の	6か月以上	1 年以上	B (Bar Inde	thel	F 1 (126 点で 入く い	ださ	リハビリ テーショ ンの単位 数 (/週)
		6. 要介護 4 7. 要介護 5 8. 該当無し				整形外科疾患			6か月未満	1 年 未 満		最初の診察日上限日数を超えた	8月1日時点	最初の診察日上限日数を超えた	8月1日時点	
例	75 歳	6	1	2	3	4	5	1	2	(ω)	4	30	60	40	50	7
1	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
2	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
3	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
4	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
5	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
6	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
7	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
8	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
9	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
10	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					

「記載上の注意」

- 1 1. については、入院していた患者が退院した等により、同一月内に「入院中以外の患者」及び「入院中の患者」の両方に当てはまる場合は、当該月内の初回の疾患別リハビリテーション料の算定により計算すること。
- 2 2. 5) の「上限日数を超えた最初の診察日」におけるBI(Bathel Index)及びFIMについて不明の場合は「- 」と記載すること。

医療機関コード	

情報通信機器を用いた診療に係る報告書(8月報告)

※レセプトに記載する7桁の数字を記載すること。

医療機関コード 保険医療機関名

所在地

(令和7年8月1日)

					_
1 情報通信機器を用いた	-診療実施状況				
1) 患者の所在毎の情報通	通信機器を用いた診療	実施状況			
※ ①と②の診療件数の合計 用いた診療の算定件数」の「 の合計と一致する必要があり	初診料」と「再診料等」			身では対応困難な疾患・病態の患 として、他の医療機関へ紹介を実 の件数	
患者の所在が、上記医療機 特別区である場合(①)	機関と同一の市町村又(å .	4		件
患者の所在が、上記医療機 なる市町村又は特別区で <i>は</i>		<u>,</u>	4		件
全診療件数のうち、患者の の所在市区町村と異なる市 場合の割合(②/①+②)			%		
2)患者の所在が、上記 度 療機関名、紹介・連絡・情			区である場合の直接	の対面診療を行える体制の整備状況	(具体的な医
市町村又は特	別区名		直接の対面診療を行	fえる体制の整備状況 	
3) 医師が上記医療機関外	【で情報通信機架を田」	↑た診療を宝施した提合			
医師名	常勤/	- ンライン診療を実施した	場都道府県	診療録等、過去の患者の	 伏態を把握す
스마건	非常勤	所]医師の自宅等	印起的力	る体制	
	□ 常勤 □ 非常勤	医師の目毛寺 当該医師が所有・所属 する他の医療機関 その他()		□ クラウド型電子カル· □ その他(7)
	□ 常勤 □ □ 非常勤 □	医師の自宅等 当該医師が所有・所属 する他の医療機関 その他())		□ クラウド型電子カル・ □ その他(7
	□ 常勤 □ 非常勤 □	医師の自宅等 当該医師が所有・所属 する他の医療機関 その他()		□ クラウド型電子カル・ □ その他(7)
	□ 常勤 □ 非常勤 □	医師の自宅等 当該医師が所有・所属 する他の医療機関 その他())		□ クラウド型電子カル・ □ その他(7
	常勤日本	医師の自宅等 当該医師が所有・所属 する他の医療機関 その他()		□ クラウド型電子カル・ □ その他(7

医療機	関コ	ード
-----	----	----

2 診療の件数

	対面診療で実	施した診療の算定件数		情報通信機器を用 ※「初診料」と「再診料等 所在毎の情報通信機器 診療件数①と②の合計と	は1の「1)患者の 療実施状況」の	
	初診料	再診料等 (外来診療料を含む)		初診料 (初診料を算定した患者の内、診療前相談を行 (初診料を算定した患者の内、その後自院にて対 がった件数)	った件数) 石診療を行わな	再診料等 (外来診療料を含む)
8月	件	,	件	初診料を算定した患者の内、診療前相 該を行った件数 初診料を算定した患者の内、その後自 院にて対面診験を行わなかった件数	件件	件
9月	件		件	初診料を算定した患者の内、診療前相 談を行った件数 初診料を算定した患者の内、その後自 院にて対面診療を行わなかった件数	件件	件
10月	件		件	初診料を算定した患者の内、診療前相 談を行った件数 初診料を算定した患者の内、その後自 院にて対面診療を行わなかった件数	件件	件
1 1月	件		件	初診料を算定した患者の内、診療前相 談を行った件数 初診料を算定した患者の内、その後自 院にて対面診療を行わなかった件数	件件	件
1 2 月	件		件	初診料を算定した患者の内、診療前相 談を行った件数 初診料を算定した患者の内、その後自 院にて対面診療を行わなかった件数	件件	件
1月	件		件	初診料を算定した患者の内、診療前相 談を行った件数 初診料を算定した患者の内、その後自 腕にて対面診療を行わなかった件数	件件	件
2月	件		件	初診料を算定した患者の内、診療前相 談を行った件数 初診料を算定した患者の内、その後自 院にて対面診験を行っなった件数	件件	件
3月	件		件	初診料を算定した患者の内、診療前相 談を行った件数 初診料を算定した患者の内、その後自 際にて対面診療を行わなかった件数	件件	件
4月	件		件	初診料を算定した患者の内、診療前相 談を行った件数 初診料を算定した患者の内、その後自 院にて対面診療を行わなかった件数	件件	件
5月	件		件	がにこく外面診療を11/1/4/11・7/1-円数 初診料を算定した患者の内、診療前相 該を行った件数 初診料を算定した患者の内、その後自 院にて対面診療を行わなかった件数	件件	件
6月	件		件	初診料を算定した患者の内、診療前相 談を行った件数 初診料を算定した患者の内、その後自 院にて対面診験を行っなかった件数	件件	件
7月	件		件	原に、(メ知識を様を行わなかつだ叶敦 初診料を算定した患者の内、診療前相 談を行った件数 初診料を算定した患者の内、その後自 院にて対面診験を行わなかった件数	件件	件

3	診療前相談の実施状況	(複数回答可)

	診療前相談をオンライン診療と一連として実施している	
	診療前相談とオンライン診療は明確に時間を分けて実施している	
	その他()

- 本報告については、前年8月1日あるいは「情報通信機器を用いた診療」に係る届出を行った以後から当年7月31日の診療
- 1 本報告については、前年8月1日あるいは「情報通信機器を用いた診療」に係る届出を行った以後から当年7月31日の診療実施状況を記載すること。 なお、診療した実績がない場合は報告の必要はない。 2 「1 2)患者の所在が、上記医療機関の所在市区町村と異なる市町村又は特別区である場合の直接の対面診療を行える体制の整備状況」については、全診療件数のうち、患者の所在が、上記医療機関の所在市区町村と異なる市町村又は特別区である場合の割合が2割を超える場合に記載すること。なお、市町村及び特別区については診療件数の多い10箇所 について記載すること。 3 「1 3)医師が上記医療機関外で情報通信機器を用いた診療を実施した場合」については、該当する全ての医師について記載すること。 なお、医師が5名を超える場合は適宜行を追加して記載すること。 4 「2 診療の件数」のうち「対面診療で実施した診療の算定件数」については、情報通信機器を用いた診療を実施していない患者を含む全ての患者を対象として報告すること。

(別紙様式25)

情報通信機器を用いた精神療法に係る報告書(8月報告)

(令和7年8月1日)

医療機関コード (レセプトに記載する7桁の数字を記載)	
保険医療機関名	
所在地	

1 1	情報通信機器を	用いた精神療法	を実施する	精神保健指定医に係	る要件
-----	---------	---------	-------	-----------	-----

' 15	1 +K AU		不医归ん区门	かる女口		
			指	定医氏名①	指	定医氏名②
			Ŧ	旨定医番号	1	指定医番号
(1)	救急[外、休日又は深夜における外来対応施設 医療機関への診療協力(外来、当直又は 患者の診療を行うこと。)。	(自治体等の 対診 等)を年	夜間・休日急患センタ 6回以上行っているこ	一等を含む。 と(いずれも)での外来診療又は 5精神科医療を必要と
			実施日	実施医療機関名	実施日	実施医療機関名
		実施日①(実施医療機関名)				
		実施日②(実施医療機関名)				
		実施日③(実施医療機関名)				
		実施日④(実施医療機関名)				
		実施日⑤(実施医療機関名)				
		実施日⑥(実施医療機関名)				
(2)		R健福祉法上の精神保健指定医として業 D四に規定する業務等を指す。	務等(※)を	年1回以上行っている	こと。(※)	精神保健福祉法第十
		実施日(実施医療機関名)				
		公務員としての業務の場合				
		①実施した業務の内容				
		②依頼元(都道府県名等)				

2 情報通信機器を用いた精神療法の実施状況

(1) 患者の所在毎の情報通信機器を用いた精神療法の実施状況

心日の川上中の市			1							
				•	「患者の急変や自殺 が認められる場合管	–			神薬等の乱用や依存 J断された件数	字の
	実施	件数			情報通信機器を用 た精神療法を実施 た医師自らが速や に対面診療を実施 た件数	し か	当該保険医療機関おいて、情報通信器を用いた精神のを実施した医師が対面診例実施した件数	言機 療法 以外	患者が速やかに受 できる医療機関に 介した件数	
患者の所在が、 上記医療機関と 同一の市町村又 は特別区である 場合(①)		件		件		件		件		件
患者の所在が、 上記医療機関の 所在市区町村と 異なる市町村又 は特別区である 場合(②)		件		件		件		件		件
全診療患品では、		%		%		%		%		%

(2) 患者の所在が、上記医療機関の所在市区町村と異なる市町村又は特別区である場合の直接の対面診療を行える 体制の整備状況(具体的な医療機関名、紹介・連絡・情報提供の方法、事前合意の有無など)

市町村又は特別区名	直接の対面診療を行える体制の整備状況

E 走 ## 88	
医療機関コード	

(3) 情報通信機器を用いた精神療法を行った患者に対して処方した抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬又は抗精神病薬の種類 数

種類数	抗不安薬	睡眠薬	抗うつ薬	抗精神病薬
0種類	件	件	件	件
1種類	件	件	件	件
2 種類	件	件	件	件
3種類以上	件	件	件	件

3 精神療法の件数

HIT/JK/ACOTI SA				
		で実施した の算定件数		言機器を用いた ほ法の算定件数
	30分以上の場合 ※通院・在宅精神療法の 「1」ロ 「1」ハ(1) 「2」ロ 「2」ハ(1) 「2」ハ(2) の件数の合計	30分未満の場合 ※通院・在宅精神療法の 「1」ハ(2) 「2」ハ(3) の件数の合計	30分以上の場合 ※通院・在宅精神療法 「1」ハ(1)① の件数	30分未満の場合 の ※通院・在宅精神療法の 「1」ハ(2)① の件数
8月	件	件	:	件件件件
9月	件	件		件件件件
10月	件	件	1	件件件件
11月	件	件		件件件件
12月	件	件		件件件件
1月	件	件		件件件件
2月	件	件	1	件件件件
3 月	件	件	1	件
4 月	件	件		件件件件
5月	件	件		件件件件
6月	件	件		件件件件
7月	件	件	1	件件件件

[記載上の注意]

- 1 本報告については、「2の(3)」以外は前年8月1日(前年8月1日以降に「情報通信機器を用いた精神療法」に係る届出を行った場合は当該届出日)から当年7月31日の診療実施状況を、「2の(3)」は当年5月1日(当年5月1日以降に「情報通信機器を用いた精神療法」に係る届出を行った場合は当該届出日)から7月31日の診療実施状況を、それぞれ記載すること。なお、診療した実績がない場合は報告の必要はない。
- 2 「2の(2)」の「患者の所在が、上記医療機関の所在市区町村と異なる市町村又は特別区である場合の直接の対面診療を行える体制の整備状況」については、全診療件数のうち、患者の所在が、上記医療機関の所在市区町村と異なる市町村又は特別区である場合の割合が2割を超える場合に記載すること。なお、市町村及び特別区については診療件数の多い10箇所について記載すること。
- 3 「2の(3)」については、当年5月1日から7月31日に情報通信機器を用いた精神療法を実施した患者に対して抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬、抗精神病薬を処方した件数を、抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬及び抗精神病薬の種類数毎に記載すること。例えば、情報通信機器を用いた精神療法を行った患者に対して、1種類の抗不安薬及び2種類の睡眠薬を処方した場合は、「1種類の抗不安薬を処方した件数」及び「2種類の睡眠薬を処方した件数」にそれぞれ1を計上する。
- 4 「3」の「精神療法の件数」のうち、「対面診療で実施した精神療法の算定件数」については、情報通信機器を用いた精神療法を実施していない患者を含む全ての患者を対象として報告すること。

医療機関コード	

(別紙様式29) (令和7年8月1日現在)

医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解の実施状況報告書

都道府県名	
医療機関コード	
※レセプトに記載する7桁の数字を記載すること。	
保険医療機関名	

精子の凍結又は融解 の実施件数	患者からの徴収額(消費税を含む。) (※記載上の注意 2. を参照)	
		円

- 1. 本報告については、前年8月1日から当年7月31日の実施状況を記載すること。 なお、徴収した実績がない場合は報告の必要はない。
- 2. 「患者からの徴収額」は、精子の凍結又は融解に係る特別の料金として医療機関内に掲示した金額を記載すること。
- 3. 精子の凍結又は融解に係る特別の料金に事前の報告と相違がある場合は、速やかに変更の報告を行うこと。

(別紙様式30) (令和7年8月1日現在)

プログラム医療機器の使用等(評価療養)に関する実施状況報告書

都道府県名

医療機関コード

※レセプトに記載する7桁の数字を記載すること。

保険医療機関名

1. 医薬品医療機器等法に基づく承認(第1段階承認)を受けたプログラム医療機器の使用等

販売名	医療機器承認番号	使用等回数 又は人数 (※記載 上の注意 3. を 参照)	患者からの徴収額(消費税を含む。) (※記載上の注意 4. を参照	期間 (※記載上の注
		回		円 か月
				円 か月
		回		円 か月
				円 か月
				円 か月

2. 保険適用されていない範囲における使用に係る有効性に関する使用成績を踏まえた再評価を目指すプログラム医療機器の使用等

販売名	医療機器承認番号	使用等回数 又は人数(※記載 上の注意 3. を 参照)	患者からの徴収額 (※記載上の注意 4. を参照)	徴収額に対応する使用 期間(※記載上の注意 4.を参照)
		回	н	か月
			ь	か月
		回	ц	か月
		回	н	か月
		О	F	か月

- 1. 本報告については、前年8月1日から当年7月31日の実施状況を記載すること。 なお、徴収した実績がない場合は報告の必要はない。
- 2. 「医療機器承認番号」について、医薬品医療機器等法上の医療機器承認番号を記載すること。
- 3. 「使用等回数又は人数」について、<u>患者自身が医療機関外で継続的に使用するもの**以外**</u>については、医療機関において当該プログラム医療機器の使用又は支給を実施した回数を記載し、<u>患者自身が医療機関外で継続的に使用するもの</u>については、使用した 患者数を記載すること。
 - 4. 「患者からの徴収額」は、プログラム医療機器の使用等に係る特別の料金として医療機関内に掲示した金額を記載すること。 また、患者自身が継続的に使用するものについては、「徴収額に対応する使用期間」も記載すること。
- 5. プログラム医療機器の使用等に係る特別の料金に事前の報告と相違がある場合は、速やかに変更の報告を行うこと。

(別紙様式31) (令和7年8月1日現在)

プログラム医療機器の使用等(選定療養)に関する実施状況報告書

都 道 府 県 名

医療機関コード ※レセプトに記載する7桁の数字を記載すること。

保険医療機関名

販売名	医療機器承認番号	人数(※記載上 の注意 3. を 参照)	患者からの徴収額(消費税 を含む。) (※記載上の注意 4. を 参照)	徴収額に対応す る使用期間(※ 記載上の注意 4.を参照)	
		人	円	か月	
		人	H	か月	
		Д	円	か月	
		Д	円	か月	
		Д	円	か月	
		Д	円	か月	
		Д	円	か月	
		٨.	円	か月	
		٨.	円	か月	
		人	円	か月	

- 1. 本報告については、前年8月1日から当年7月31日の実施状況を記載すること。 なお、徴収した実績がない場合は報告の必要はない。
- 2. 「医療機器承認番号」について、医薬品医療機器等法上の医療機器承認番号を記載すること。
- 3. 「人数」について、使用した患者数を記載すること。
- 4. 「患者からの徴収額」は、プログラム医療機器の使用等に係る特別の料金として医療機関内に掲示した金額を記載すること。また、「徴収額に対応する使用期間」も記載すること。
- 5. プログラム医療機器の使用等に係る特別の料金に事前の報告と相違がある場合は、速やかに変更の報告を行うこと。

間歇スキャン式持続血糖測定器の使用の実施状況報告書

都	道	府	県	名
医:	療 機	関:	_ _	۴
*	レセプ	トに記	載する	7桁の数字を記載すること。
保	険 医	療	幾 関	名

間歇スキャン式持続 血糖測定器の使用の 実施件数	
	円

[記載上の注意]

- 1. 本報告については、前年8月1日から当年7月31日の実施状況を記載すること。 なお、徴収した実績がない場合は報告の必要はない。
- 2. 「患者からの徴収額」は、間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る特別の料金として医療機関内に掲示した金額を記載すること。
- 3. 間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る特別の料金に事前の報告と相違がある場合は、速やかに変更の報告を行うこと。

褥瘡対策に係る報告書

保険医療機関コード	:
保険医療機関名	:

※「報告月の前月の初日」は、本年7月1日としてご記入ください。

褥瘡対策の実施状況	(報告月の前月の初日における	実績・状況)						
① 入院患者数(報行	告月の前月の初日の入院患者数	名 名						
② ①のうち、d 1	以上の褥瘡を有していた患者	数 名						
(褥瘡保有者数)								
③ ②のうち、入院時	⊧に既に褥瘡を有していた患者	数 名						
(入院時褥瘡保有者	数)							
④ ②のうち、入院中	Pに新たに褥瘡が発生した患者	数 名						
⑤ 体圧分散マット	レス等に関する体制の整備状況	5						
 ⑥ 褥瘡の重症度	入院時の褥瘡(③の患者の	 院内発生した褥瘡(④の患者の						
10 特温の里沚及		_						
	入院時の状況)	発見時の状況)						
d 1	名	名						
d 2	名	名						
D 3	名	名						
D 4	名	名						
D 5	名	名						
DDTI	名	名						

[記載上の注意]

Dυ

1. ①については、報告月の前月の初日の入院患者数を記入する(当該日の入院または入院予定患者は含めないが、当該日の退院または退院予定患者は含める。)。

名

- 2. ②については、①の患者のうち、DESIGN-R2020 分類 d 1以上を有する患者数を記入する(1 名の患者が複数の褥瘡を有していても、患者 1名として数える。)。
- 3. ③については、②の患者のうち、入院時に、DESIGN-R2020 分類 d 1以上を有する患者数を記載する(1名の患者が複数の褥瘡を有していても、患者数1名として数える。)。
- 4. ④については、②の褥瘡保有者数から③の入院時褥瘡保有者数を減じた数を記入する。
- 5. ⑥については、③の入院時褥瘡保有者について、入院時の褥瘡の重症度、④の入院中に新たに褥瘡が発生した患者について、発見時の重症度を記入する。

名

医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (8月報告)

保険医療機関コード:

ᄱ	除	厍	痞	継	閗	夕	

1 医師の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする入院料等の届出状況 (新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の口に「✓」を記入のこと。)

新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日		新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日			
		医師事務作業補助体制加算1 (対1補助体制加算)	年	月	田			医師事務作業補助体制加算2 (対1補助体制加算)	年	月	日
		処置の休日加算1、時間外加算 1、深夜加算1	年	月	日			手術の休日加算1、時間外加算 1、深夜加算1	年	月	日

2 新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項

	は、適	合する	る場合「✔」	を記入す	すること。	,)											
	年 師の負	月 負担σ	日時点 軽減及び					体制の状	況								
[ア医	師の負	負担の軽減	及び処	遇の改割	計に関す	する責任	者		氏名:				職種:			
-	イ 医	師の難	動務状況の	把握等						•							1
		(ア)	勤務時間	の具体的	内な把握	方法			□ タ	イムカード	ICカード						
									□ 出	席簿又は管	理簿等の	用紙によ	る記録(上司等に	よる客観的	りな確認あり)
									□出	席簿又は	管理簿等	の用紙に	よる記録	禄(自己申	9告)		
	□ その他																
									(具作	本的に:)		
		(イ)	勤務時間	以外につ	ついての	勤務状	況の把	握内容	□ 年	次有給休	段取得率						
									□ 育	児休業・介	護休業の)取得率					
									□ そ	-							
									(具体	的に:)		
			勤務時間							平均週_		<u>時間</u>	(うち	、時間外	·休日	<u>時間</u>)	
			当直回数							平均月当			口				
		(才)	その他			-				寺定の個人	に業務負	負担が集	中しない	よう配慮	した勤務	体系の策定	
								職員への)周知								
'	ウ 多	職種力	からなる役	驯分担 护	隹進のた	めの委	員会又	は会議		開催頻度				管理者が	<u>バ出席した</u>	:回数	回)
										参加人数		<u>ر</u>	<u>/ 回</u>				
L			7 10 - +77		····	<u> </u>	L-7-1-			参加職種)	_
	工医	師の3	負担の軽減	,及ひ処:	遇の改き	訂こ負す	あ計画	I		□計画:			160				
-		ήT Ω Δ	Z 10 0 ±2 7	T + C hn	囲の は	<u> </u>	L 7 En 40	ませる	N 88		こ対する			# o ± :+	一 八田		_
ľ	不 医	師の)	負担の軽減	.及ひ処	通の収割	引~関?	りる収組	事項のな	公用	L		関内に指		等の方法	で公開	`	
L											(具体的	リなな用。	刀压			,	
			負担の軽		0週の改	善に資	でる計	画の具体	的な耶	双組内容							
Г			画に含むも		586万吨	廷し市	75 때 무 5	キューナンユ	フィル中川	八+□							7
		師とは	医療関係職	悝、达货	計判1 条城	_							粒叶拉木	· * * *	t-		
								:時の予言 の説明の		地				1等の実別 類の説明の	_		
							□ 八阮□ 服薬		クチ心				映画士川 その他	マン元明し	クチル		
L	1 ①	~60	のうち少なく	ともの頂	i B D F:				加.是	アルチ術	の休日加			育1 涩疡	加質1の	屋出に出	_
			ううううない らず③を計i											平 1、/木 1文	,加 开 107	曲山にコ	
[1	勤務	新画上、j		を行われ	よい勤利	務体制の)実施									7
Ī	2	前日	の終業時	刻と翌日	の始業	時刻の	間の一)休息	寺間の確保	(勤務間	インター	バル)				1
Ī	3	予定	2手術前日	の当直も	 や夜勤に	対する	配慮										1
		* *	処置又は引	-術の休	日加算	1、時間	外加算	1、深夜:	加算10	の届出に当	たっては	、必ず本	項目を記	計画に含む	むこと。		
Ī	4	当直	翌日の業	務内容(こ対する	配慮											1
Ī	5	交替	替勤務制•袎	数主治	医制の	実施											1
Ī	□ ⑥	育児	1.介護休業	法第23	条第1項	(、同条	第3項2	又は同法	第24条	€の規定に	よる措置	を活用し	た短時間	引正規雇用	用医師の	活用	7

- 1 医師の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制について、実施しているものにチェックを行うこと。
- 2 2(1)イ(ウ)勤務時間及び(エ)当直回数の算出に当たっては、常勤の医師及び週24時間以上勤務する非常勤の医師を対象とすること。 3 各加算の変更の届出にあたり、直近8月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略すことができる。 4 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。

様式 17 の 2

診療録管理体制加算に係る報告書(8月報告)

1. 基	本的な事項								
1	保険医療機関	 コード	[]	
2	保険医療機関	名	[]	
3	許可病床数		[]	
4	届出区分	加算1口	/	加算2	2 🗆	/	加算	1 3	
(5)	病院・診療所	fの区分	病防		/	診療	脈		

2. 標準規格の導入に係る取組状況

1	電子カルテシステムの導入状況		□導入済				
			□今年度導入予定				
		口導入予定なし					
2	文書作成(管理)システムの導入状況		□電子カルテ上で稼働				
>	《 電子カルテシステムに文書作成(管理	□導入済					
	含まれている場合は、「電子カルテ上で	稼働」を選択	口今年度導入予定				
		口導入予定なし					
3	オーダリングシステムの導入状況		□導入済				
			口今年度導入予定				
		口導入予定なし					
4	医用画像管理システム(PACS)の導入物	 け況	□導入済				
			口今年度導入予定				
			口導入予定なし				
⑤	臨床検査部門システム(LIS)の導入状	況	□導入済				
			□今年度導入予定				
			口導入予定なし				
6	標準規格 (HL7 FHIR) への対応予定	診療情報提供書	□導入済				
			□対応予定				
			(年月目途)				
			口対応予定なし				
		退院時要約	□導入済				
			□対応予定				
			(年月目途)				
			□対応予定なし				

7	⑥について「対応予定なし」と回答した場合、その理由を選択(複数選択可)	
	電子カルテ/文書作成(管理)システムを新規導入又は改修したばかりのため	
	必要性を感じないため	
	標準規格(HL7 FHIR)を知らないため	
	その他(自由記載:)

3. バックアップ保管に係る体制等

①保存対象のシステム	②保管頻度	③世代管理	④保管方式(複数回答可)
口電子カルテシステム	□毎日	口3世代以上	ロオンラインサーバー
	□週1回	口2世代	ロオフライン
	口月1回	□1世代	□テープ、□遠隔地
	口その他()		口その他(
□オーダリング	□毎日	口3世代以上	ロオンラインサーバー
システム	□週1回	口2世代	ロオフライン
	口月1回	□1世代	ロテープ、口遠隔地
	口その他()		口その他(
ロレセプト電算	□毎日	口3世代以上	ロオンラインサーバー
システム	□週1回	口2世代	ロオフライン
	口月1回	□1世代	ロテープ、口遠隔地
	口その他()		口その他(
□医用画像システム	□毎日	口3世代以上	ロオンラインサーバー
	□週1回	口2世代	ロオフライン
	口月1回	□1世代	ロテープ、口遠隔地
	口その他()		口その他(
口その他	□毎日	口3世代以上	ロオンラインサーバー
()	□週1回	口2世代	ロオフライン
	□月1回	□1世代	ロテープ、口遠隔地
	口その他()		口その他(
② システムの有事に備	口体制図		
作成しているものを選	口連絡フロー		
	ロネットワーク構成図		
	ロシステム構成図		
	□業者名簿		
③ 過去1年間で、職員	訓練: 回		
情報セキュリティに関	教育: 回		

4. 業務継続計画 (BCP) の策定等に係る取組状況

① 業務継続計画 (BCP) の策定	□策定済
	□今年度策定予定
	□策定予定なし
② ①による訓練・演習の実施	□実施済
※①で策定済の場合のみ	□今年度実施予定

[記載上の注意]

「1」、「2」、「3」及び「4」について、□には適合する場合「✓」を記入する。

診療所療養病床療養環境改善加算に係る改善計画 (8月報告)

保険医療機関コード:
保険医療機関名:

療養環境の改善計画の概要

増築または全面的な	着工予定	年	月	
改築の予定	完成予定	年	月	
増築または全面的な 改築の具体的内容				

糖尿病透析予防指導管理料に係る報告書

	保険医療機関コ	ıード:			
	保険医療機関名	፭ :			
	報告年月日:		令和 7年 8月	日	
本指導管理料を算定した患者数 (期間: 年 月~ 年 月)		1		名	
	<u>'</u>				

①のうち、当該期間後の7月末日までにHbA1cが改善又は維持された者	2	名
①のうち、当該期間後の7月末日までに血中Cre又はeGFRが改善又は維持された者	3	名
①のうち、当該期間後の7月末日までに血圧が改善又は維持された者	4	名

HbA1 c が改善又は維持が認められた者の割合

Cre又はeGFRが改善又は維持が認められた者の割合

血圧の改善又は維持が認められた者の割合

- 1 「①」の「本管理料を算定した患者数」は、糖尿病透析予防指導管理料を算定した患者数を計上すること。
- 2 「②」から「④」の「改善又は維持が認められた者」については、初回に糖尿病透析予防指導管理料 を算定した日の直近の検査値と、報告時直近の検査値を比べること。
- 3 「①」における期間は、前年の4月1日から当年の3月31日までとする。ただし、新規に当該指導管理料の届出を行うなど、1年に満たない場合は、その届出日以降から当年の3月31日までの期間の結果について記入すること。

生殖補助医療管理料に係る報告書

保険医療機関コード:

報告年月日: 7年8月

日

□ 該当しない

□ 該当しない

□ 該当しない

□ 該当しない

□ 該当しない

口 該当する

□ 該当する

口 該当する

□ 該当しない

□ 該当する

□ 該当する□ 該当しない□ 該当する

保険医療機関名:

1 実施事項について (□には、該当するものに「✓」を記入すること。)	
自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関して、公益社団法人日本産科婦 人科学会における個別調査票(治療から妊娠まで及び妊娠から出産後まで) への登録を行っている。	該当する 該当しない
国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力している。	該当する 該当しない
医療安全管理体制について	
① 医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げている	該当する

医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握し

医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした

自医療機関において保存されている配偶子、受精卵の保存管理及び記録

体外での配偶子・受精卵の操作に当たっては、安全確保の観点から必ず ダブルチェックを行う体制を構築しており、ダブルチェックは、実施責

任者の監督下に、医師・看護師・胚培養士/エンブリオロジストのいず

医療に係る安全管理のための職員研修を定期的に実施している

[記載上の注意]

倫理委員会を設置している

(2)

(3)

(4)

ている

改善のための方策を講じている

を安全管理の観点から適切に行っている

れかの職種の職員2名以上で行っている。

1 各項目について、報告年の4月1日時点の状況について記載すること。

※ 委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖

補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずる

ニコチン依存症管理料に係る報告書

	保険医療機関ニ	コード:				
	保険医療機関名	፭ :				
	報告年月日:	:	令和	7年 8 月	日	
本管理料を算定した患者数 (期間: 年4月~ 年3月)		1				名
①のうち、当該期間後の 7 月末日までに12週間にわたる計 を終了した者	5回の禁煙治療	2				名
②のうち、禁煙に成功した者		3				名
5回の指導を最後まで行わずに治療を中止した者(①ー②)の 禁煙していた者	うち、中止時に	4				名
ニコチン依存症管理料1のイに掲げる初回の治療の算定回鎖 (前年4月1日から当年3月末日までの一年間)	数	5				回
ニコチン依存症管理料2の算定回数 (前年4月1日から当年3月末日までの一年間)		6				回
ニコチン依存症管理料1の一年間の延べ算定回数 (前年4月1日から当年3月末日までの一年間における初回: 5回目までの治療を含む)	から	7				回
ニコチン依存症管理料2を算定した患者の延べ指導回数 (前年4月1日から当年3月末日までの一年間)		8				回
①のうち、ニコチン依存症治療補助アプリを用いてプログラ <i>L</i> 導管理料を算定した者	医療機器等指	9				名
②のうち、ニコチン依存症治療補助アプリを用いてプログラ <i>L</i> 導管理料を算定した者	医療機器等指	10				名
③のうち、ニコチン依存症治療補助アプリを用いてプログラ <i>』</i> 導管理料を算定した者	医療機器等指	11)				名
・喫煙を止めたものの割合	-(3)±(A)) /(1)					0/-
						%
・治療の平均継続回数=(⑦+	-(8)/(5)+(6)					回

- 1 「本管理料を算定した患者数」欄は、ニコチン依存症管理料1の初回点数及びニコチン依存症管理料2を算定した患者数の合計を計上すること。
- 2 「②のうち、禁煙に成功した者」欄は、12週間にわたる計5回の禁煙治療の終了時点で、4週間以上の禁煙に成功している者を計上すること。 なお、禁煙の成功を判断する際には、呼気一酸化炭素濃度測定器を用いて喫煙の有無を確認すること。

様	+	4 4	$\boldsymbol{\sigma}$	^
个球	TI.	11	u	• • •

□在宅療養支援診療所 に係る報告書(8月報告) □ 在宅療養支援病院 ※届出医療機関のみの実績 ※該当するものに☑すること 保険医療機関コード: 保険医療機関名 ・届出区分【 □(1)・ □(2)・ □(3)】 ・ 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算の届出【 □ 有 ・□ 無 】 ・ 在宅療養実績加算の届出【□ 有・□無】 I. 直近1年間に在宅療養を担当した患者について 1. 平均診療期間 ()ヶ月 2. 合計診療患者数)名 ((1)+(2)+(3)+(4)【再掲】死亡患者数)名 (1)+(2)(1)うち医療機関以外での死亡者数 ()名 $\overline{1}$ ア. うち自宅での死亡者数)名 イ、うち自宅以外での死亡者数)名 3+4 (2)うち医療機関での死亡者数)名 **3** アーうち連携医療機関での死亡者数)名 **(4**) イ. うち連携医療機関以外での死亡者数)名 (超重症児又は準超重症児の患者数 (15歳未満であって、3回以上定期的な訪問診療を実施し、在宅時医 ()名 学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定したものに Ⅱ. 直近1年間の訪問診療等の実施回数について 訪問診療等 (3)訪問看護 の合計回数 (1)往診 【再掲】 (2)訪問診療 (緊急を含む) うち緊急の往診 (1)+(2)+(3)(2) (3) 1) 回) 回) 回) 回) 回 Ⅲ. 直近1月間における往診又は訪問診療の状況について ① 初診、再診、往診又は訪問診療を実施した患者数 ()名

(

(

② 往診又は訪問診療を実施した患者数

③ 往診又は訪問診療を実施した患者の割合(②/①)

)名

)%

Ⅳ.主として往診又は訪問診療を実施する診療所に係る状況 (Ⅲの③が95%以上の医療機関は記入すること)

(1) [直近1年間に、訪問診療を開	開始した患者の	の紹介(文書	計によるも	のに限る。)を	受けた保険圏	돌療機関
	(算出に係る期間; 年 月	見 □~	年 月	日)			
		保険医療機関の名称	患者の	紹介を行っ	た医師	患者の	の紹介を受け	ナた日付
	1							
	2							
	3							
	4							
	(5)							
(2))直	[近1月間の診療実績 (算出に係る基	朝間; 年	月日	∃~ 年	月 日)	
	$\overline{}$	在宅時医学総合管理料						名
	2	施設入居時等医学総合	管理料を算	定した患者	数			名
		①及び②のうち、要: に規定する別に厚生 当する患者数						名
	4	施設入居時等医学総合管②/(①+②)	理料を算定し	ンた患者の害	 合			%
	5	要介護3又は別表第八の 大臣が定める状態に該 ②)						%

Ⅴ. 在宅支援連携体制について

1. 在宅医療を担当する常勤の医師数	()名
2. 連携する保険医療機関数	()医療機関
以下は機能強化型の在支診・在支	病のみ回	回答。	
3. 地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当 者会議又は病院若しくは介護保険施設等で実施される他 職種連携に係る会議への出席回数(直近1年間)	()回
4. 往診・連絡体制構築のために協力している在宅療養移 行加算を算定する診療所	()医療機関
5. (病院の場合のみ回答)在宅療養支援診療所等からの 要請により患者の受入れを行う病床を常に確保している		□ 該当する	
6. (病院の場合のみ回答)在宅療養支援診療所等からの 要請により患者の緊急の受入れを行った回数(直近1年 間)	()回

- 1 Iの1の「平均診療期間」は、患者1人当たりの在宅医療を開始してからの平均診療期間を月単位で記載すること。
- 2 I の2(1)の「うち医療機関以外での死亡者数」を記入するに当たり、介護老人保健施設等の入所施設で死亡した患者については、「イ. うち自宅以外での死亡者」欄へ計上すること。
- 3 I の2(2)の「連携医療機関」とは、事前に緊急時の受入を届出ている医療機関であり、在宅支援連携 体制についても含むものである。
- 4 Ⅱの「うち緊急の往診」については、緊急又は夜間・休日若しくは深夜に行った往診を計上すること。
- 5 Ⅲについては、在宅療養支援診療所が記入すること。
- 6 Vの「在宅支援連携体制について」を記載するに当たっては、自院を含めた数を記載すること。なお、第 9の1(2)に規定する在宅療養支援診療所、第14の2の1(2)に規定する在宅療養支援病院が記載する こと。
- ※ 当該施設基準の届出をしている保険医療機関は、当該様式を必ず提出すること。

在宅支援連携体制に係る報告書(8月報告)

※在宅支援連携体制医療機関合算分

保険医療機関コード:	
保険医療機関名 :	

I. 直近1年間に在宅療養を担当した患者について

1.3	平均診療期間	()ヶ月
2. 🕏	計診療患者数	()名
ľ	再掲】死亡患者数	1+2+3+4)名
	(1)うち医療機関以外での死亡者数	1+2)名
	ア、うち自宅での死亡者数	① ()名
	イ. うち自宅以外での死亡者数	2 ()名
	(2)うち医療機関での死亡者数	()名
	ア. うち連携医療機関での死亡者数	3 ()名
	イ. うち連携医療機関以外での死亡者数	()名

Ⅱ. 直近1年間の訪問診療等の実施回数について

の合計回数	(1)往診		【再掲】 うち緊急の行	註診	(2)訪問診	療	\	護(い)
1)+2+3	(1)	` _		_	2	, [3	` _

Ⅲ. 在宅支援連携体制について

1. 在宅医療を担当する常勤の医師数	()名
2. 連携する保険医療機関数	()医療機関
3. 直近1年間のカンファレンスの開催状況	()回
4. 地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当者 会議又は病院若しくは介護保険施設等で実施される他職種 連携に係る会議への出席回数(直近1年間)	()回
5. 往診・連絡体制構築のために協力している在宅療養移行加算を算定する診療所	()医療機関

- 1 当該届出は、在宅支援連携体制を構築する複数の保険医療機関の実績について報告するものである。
- 2 Iの1の「平均診療期間」は、患者1人当たりの在宅医療を開始してからの平均診療期間を月単位で記載すること。
- 3 I の2(1)の「うち医療機関以外での死亡者数」を記入するに当たり、介護老人保健施設等の入所施設で死亡した患者については、「イ. うち自宅以外での死亡者」欄へ計上すること。
- 4 I の2(2)の「連携医療機関」とは、事前に緊急時の受入を届出ている医療機関であり、在宅支援連携体制についても含むものである。
- 5 Ⅱの「うち緊急の往診」については、緊急又は夜間・休日若しくは深夜に行った往診を計上すること。

在宅療養実績加算に係る報告書(8月報告)

※該当するものを口すること

	保険医療機関コード	:
届出区分(□1・□2)	保険医療機関名	
	<u> </u>	

Ⅰ. 直近1年間に在宅療養を担当した患者について

1. 平均診療期間	()ヶ月
2. 合計診療患者数	()名
【再掲】死亡患者数	1)+2+3+4 ()名
(1)うち医療機関以外での死亡者数	1)+2))名
ア. うち自宅での死亡者数	1) ()名
イ. うち自宅以外での死亡者数	2 ()名
(2)うち医療機関での死亡者数	3+4 ()名
ア. うち連携医療機関での死亡者数	③ ()名
イ. うち連携医療機関以外での死亡者数	4)名

Ⅱ. 直近1年間の訪問診療等の実施回数について

訪問診療	寮等		/ _ \ / _ = _						/ a \ = + 88 = A - c =		(3)訪問看	護
の合計画	 到剱		(1)仕診			【冉掲】 うち緊急の往	È診		(2)訪問診療		(緊急を含む	<u>5</u>)
1+2+3	<u></u>	1				· \$. \$. \$. \$. \$. \$. \$. \$. \$. \$	-н/	2		3	<u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	<u></u>
()回	()回	()回	()回	()回

- 1 Iの1の「平均診療期間」は、患者1人当たりの在宅医療を開始してからの平均診療期間を月単位で記載すること。
- 2 I の2(1)の「うち医療機関以外のでの死亡者数」を記入するに当たり、介護老人保健施設等の入所施 設で死亡した患者については、「イ. うち自宅以外での死亡者」欄へ計上すること。
- 3 I の2(2)の「連携医療機関」とは、事前に緊急時の受入を届出ている医療機関であり、在宅支援連携 体制についても含むものである。
- 4 Ⅱの「うち緊急の往診」については、緊急又は夜間・休日若しくは深夜に行った往診を計上すること。

慢性腎臓病透析予防指導管理料に係る報告書

	保険医療機関コード	:		
	保険医療機関名:			
	報告年月日:	令和7年8	月日	
本指導管理料を算定した患者数 (期間: 年 月~ 年 月)	1		名	

①のうち、当該期間後の7月末日までに血中Cre又はeGFRが改善又は維持された者	2	名
①のうち、当該期間後の7月末日までに血圧が改善又は維持された者	3	名

Cre又はeGFRが改善又は維持が認められた者の割合

血圧の改善又は維持が認められた者の割合

- 1 「①」の「本管理料を算定した患者数」は、慢性腎臓病透析予防指導管理料を算定した患者数を計上すること。
- 2 「②」及び「③」の「改善又は維持が認められた者」については、初回に慢性腎臓病透析予防指導管 理料を算定した日の直近の検査値と、報告時直近の検査値を比べること。
- 3 「①」における期間は、前年の4月1日から当年の3月31日までとする。ただし、新規に当該指導管理料の届出を行うなど、1年に満たない場合は、その届出日以降から当年の3月31日までの期間の結果について記入すること。

保険医療機関コート	* :	
保険医療機関名	:	

在宅患者訪問褥瘡管理指導料に係る報告書

1 在宅褥瘡対策の実施状況

① 訪問診療:	全利用者数(報告月の前月の初日)		名
② ①のうち	、d1 以上の褥瘡を保有している患者	数	名
(褥瘡保有者	数)		
③ ②のうち	訪問診療開始時に既に褥瘡を有して	いた患者数	名
(訪問診療利)	用開始時褥瘡保有者数)		
④ ②のうち。	、訪問診療実施中に新たに褥瘡が発生	生した患者数	名
⑤ 褥瘡の	訪問診療開始時の褥瘡(③の患者	訪問診療中に発生した	
重症度	の訪問診療開始時の状況)	者の発見時の状況)	
d1	名		名
d2	名		名
D3	名		名
D4	名		名
D5	名		名
DDTI	名		名
DU	名		名

2 在宅褥瘡対策の実績

① 本管理指導料を算定した患者数と期間 (期間: 年4月~ 年3月) (期間: 年 月~ 年 月)※届出の変更があった場合				
2) (1) の គ	患者の褥瘡ハイリスク項目に該当する患者数	名
	褥 瘡			
	/ \	1.	重度の末梢循環不全のもの	名
目	イリ	2.	麻薬等の鎮痛・鎮静剤の持続的な使用が必要であるもの	名
	ス ク 項	3.	強度の下痢が続く状態であるもの	名
	項	4.	極度の皮膚の脆弱(低出生体重児、GVHD、黄疸など)	名

_									
	5. 皮膚に密着させる医療関連機器の長期かつ持続的な使用が必要であるもの								
3 2	③ ②の患者の褥瘡の重症度								
	訪問診療開始時の褥瘡(②の患者の訪 問診療開始時)	訪問診療中に発生した褥瘡(②の患者 の発見時の状況)							
d1	名	名							
d2	名	名							
D3	名	名							
D4	名	名							
D5	名	名							
DDTI	名	名							
DU	名	名							

[記載上の注意]

- 1. 1の記載にあたっては、下記の内容により記入すること。
 - (1) ①については、報告月の前月の初日の時点で訪問診療を利用している全利用者数 を記入する(当該日の訪問診療利用開始患者は含めないが、当該日の訪問診療利用 終了患者は含める。)。
 - (2) ②については、①の患者のうち、DESIGN-R2020 分類 d 1 以上を有する患者数を記入する(1名の患者が複数の褥瘡を有していても、患者 1名として数える。)。
 - (3)③については、②の患者のうち、訪問診療利用開始時に、DESIGN-R2020 分類 d 1 以上を有する患者数を記入する(1名の患者が複数の褥瘡を有していても、患者数 1名として数える。)。
 - (4) ④については、②の褥瘡保有者数から③の訪問診療利用開始時褥瘡保有者数を減じた数を記入する。
 - (5)⑤については、③の訪問診療利用開始時褥瘡保有者について、訪問診療利用開始時の褥瘡の重症度、④の訪問診療中に新たに褥瘡が発生した患者について、発見時の重症度を記入する。
- 2. 2の記入にあたっては、下記の内容により記載すること。
 - (1) ①については、1年間の算定患者数を記入すること。ただし、1名の患者が複数回、本指導料を算定した場合においても、患者1名として数えることとする。
 - (2)②については、①のうち、褥瘡ハイリスク項目に該当する患者の実人数を記入する(1名の患者について複数の褥瘡ハイリスク項目を有していても、患者1名として数える)。

褥瘡ハイリスク項目の各項目については、1名の患者につき、複数の要因がある場合は、それぞれに1名として数えることとする(複数回答)。

(3)③については、②の褥瘡ハイリスク項目に該当する患者の訪問診療開始時の褥瘡の重症度及び褥瘡発生の発見時の褥瘡の重症度について記入する。

精巣内精子採取術に係る報告書

保険医療機関コード:	
保険医療機関名:	
報告年月日: 令和 7年 8月	日

1 実施事項について

(□には、該当するものに「✓」を記入すること。)

医療	寮安全管理体制について	
1	医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げている	該当する
		該当しない
2	医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握し	該当する
	ている	該当しない
3	医療に係る安全管理のための職員研修を定期的に実施している	該当する
		該当しない
4	医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした	該当する
	改善のための方策を講じている	該当しない
⑤	自医療機関において保存されている精子の保存管理及び記録を安全管	該当する
	理の観点から適切に行っている	該当しない
倫理	里委員会を設置している	=± ₩ + 7
Ж	委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖	該当する
袝	甫助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずる	該当しない
国な	が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力している。	該当する
		該当しない

[記載上の注意]

1 各項目について、報告年の4月1日時点の状況について記載すること。

保険医療機関コード:

保険医療機関名

1. 保険外併用療養費

医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療(該当するものを記入すること。)

リハビリテーション			検 査		
・心リハ(I)	・患者からの徴収額(円)	•AFP	・患者からの徴収額(円)
・心リハ(Ⅱ)	・患者からの徴収額(円)	•CEA	・患者からの徴収額(円)
・脳リハ(I)	・患者からの徴収額(円)	•PSA	・患者からの徴収額(円)
・脳リハ(Ⅱ)	・患者からの徴収額(円)	-CA19-9	・患者からの徴収額(円)
・脳リハ(Ⅲ)	・患者からの徴収額(円)	精神科専門療法		
·廃リハ(I)	・患者からの徴収額(円)	・ショート・ケア(大)	・患者からの徴収額(円)
・廃リハ(Ⅱ)	・患者からの徴収額(円)	・ショート・ケア(小)	・患者からの徴収額(円)
·廃リハ(Ⅲ)	・患者からの徴収額(円)	・デイ・ケア(大)	・患者からの徴収額(円)
·運リハ(I)	・患者からの徴収額(円)	・デイ・ケア(小)	・患者からの徴収額(円)
・運リハ(Ⅱ)	・患者からの徴収額(円)	・ナイト・ケア	・患者からの徴収額(円)
・運リハ(Ⅲ)	・患者からの徴収額(円)	・デイ・ナイト・ケア	・患者からの徴収額(円)
・呼リハ(I)	・患者からの徴収額(円)			
•呼リハ(Ⅱ)	・患者からの徴収額(円)			

【記載上の注意】

- ・消費税を含む金額を記入すること。
- ・報告している内容に変更がある場合は、速やかに所定様式により報告を行うこと。

2. その他

下記に関する報告様式は、保険外併用療養費に関する通知により、毎年の定例報告の際に治験の実施状況について報告するよう定められた様式である。保険外併用療養費の支給対象となる治験を直近1年間(前年8月1日~当該年7月31日)に実施した保険医療機関については、以下の報告様式を併せて提出すること(直近1年間に実施していない場合は報告不要)。

なお、報告する際は、当ファイルの別シートの様式を使用すること。

施設基準等の名称	提出様式名等
医薬品の治験	「保険外併用療養費に関する通知」により定められている「別紙様式6」
医療機器の治験	「保険外併用療養費に関する通知」により定められている「別紙様式8」
再生医療等製品の 治験	「保険外併用療養費に関する通知」により定められている「別紙様式15」

医薬品の治験に係る実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 7年 8月 日

保険医療機関名:

保険医療機関コード:

九州厚生局長 殿

(令和7年8月1日現在)

治験依頼者名	治験薬の名称 ・効能効果	内・注・外	区分	対象患者数	治験実施期間	
				人	年 月 日~ 年 月 日	
				人	年 月 日~ 年 月 日	
				\	年 月 日~ 年 月 日	
				人	年 月 日~ 年 月 日	
				人	年 月 日~ 年 月 日	

- 注1. 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を記載すること。
- 注2. 「治験薬の名称」について、一般名が決定している場合は一般名を、それ以外の場合は治験薬のコード番号を記載すること。
- 注3. 「効能効果」については、当該治験薬の予定される効能又は効果を記載すること。
- 注4. 「内・注・外」については、内服薬、注射薬、外用薬のいずれかを記載すること。
- 注5. 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注6.「対象患者数」および「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間を記載することとして差し支えない。
- 注7. 本報告については、直近1年間(前年8月1日~当該年7月31日)の実施状況を記載すること。

医療機器の治験に係る実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 7年 8月 日

保険医療機関名:

保険医療機関コード:

九州厚生局長 殿

(令和7年8月1日現在)

治験依頼者 名	治験機器の 名称	治験機器の使用目 的又は効果	区分	対象患者数	治験実施期間	
				人	年 月 日~ 年 月 日	
				人	年 月 日~ 年 月 日	
				人	年 月 日~ 年 月 日	
				人	年 月 日~ 年 月 日	
				人	年 月 日~ 年 月 日	

- 注1「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を記載すること。
- 注2 「治験機器の名称」については、治験機器の識別記号を記載すること。また、一般的名称が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の〇〇」等として適切と判断される名称を付記すること。
- 注3 「使用目的又は効果」については、当該治験機器の予定される使用目的又は効果を記載すること。
- 注4 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間を記載することとして差し支えない。
- 注6 本報告については、直近1年間(前年8月1日~当該年7月31日)の実施状況を記載すること。

再生医療等製品の治験に係る実施(変更)報告書

上記について報告します。 令和 7年 8月 日

保険医療機関名:

保険医療機関コード:

九州厚生局長 殿

(令和7年8月1日現在)

治験依頼者 名	治験製品の 名称	治験製品の効能、効 果又は性能	区分	対象患者数	治験実施期間	
				人	年 月 日~ 年 月 日	
				人	年 月 日~ 年 月 日	
				人	年 月 日~ 年 月 日	
				人	年 月 日~ 年 月 日	
				人	年 月 日~ 年 月 日	

- 注1「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を記載すること。
- 注2 「治験製品の名称」については、治験製品の識別記号を記載すること。また、一般的名称が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の〇〇」等として適切と判断される名称を付記すること。
- 注3「効能、効果又は性能」については、当該治験製品の予定される効能、効果又は性能を記載すること。
- 注4 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間を記載することとして差し支えない。
- 注6 本報告については、直近1年間(前年8月1日~当該年7月31日)の実施状況を記載すること。

保険医療機関コー	⊭:
保険医療機関名	:

入院時食事療養(I)·入院時生活療養(I)

	□直営	
・直営・委託の別	□ 委託 (院外 · 院内)	
	(委託先 :)
・医療保険のみの病床数	(床)	
	□ 有・・・・患者から徴収する金額(円)	
・特別メニューの実施状況	□ 無	